なぜ公害は続くのか なぜ公害は続くのか

藤川 賢·友澤悠季 編



### 不可視化される被害と加害

- 公害を問う意味 012
- 3 2 1 公害とは何か 014
- 長きにわたる被害と人びとの抵抗 05
- 被害への視点と公害の広がり一 —労働災害・薬害・食品公害 020

018

加害源の不可視化と定着(固定化) 22被害の持続と不可視化——その潜在・散在・偏在

5 4

- 7 未来をつくるための運動・ - 「環境正義」と 「予防原則」の確立に向けて

024

# 害

被害拡大の構図と教訓

# 足尾銅山鉱煙毒事件にみる

第1章

公害の原型

友澤悠季 030

はじめに 近代史の中の鉱山 39

鉱害とは一 -鉱山に起因する公害 031

「烟害」と松木村 37

5 「鉱毒」と渡良瀬川流域の村々 44

6 公害の原型-―不作為を正当化する論理と手法 051

7 おわりに一 - 「後始末」の永続性 o54

### 第2章 自然と生活を軽視する論理に抗う 新潟水俣病にみる公害被害の現在

1 なぜ水俣病は終わらないのか 05

なぜ地域ぐるみで被害を顕在化したのか

被害構造論から地域被害構造論への

被害を軽視する論理に抗う 974

5

関 礼子 058

- 2 1 四大公害訴訟後の環境法整備と公害の「終わり」の
- 勝訴後のイタイイタイ病住民運動はなぜ必要だったのか 080
- 産業廃棄物をめぐる地域と被害― -香川県豊島産廃不法投棄事件 083

3

- 有害廃棄物をめぐる草の根環境運動とその展開 096 089
- 5 公害問題の解決を妨げる要因と住民参加の意味

コラム A

複合公害としてのアスベスト問題

堀畑まなみ 101

# 環境的不公正の潜

期化・グローバル化する被害

第 **4**章

食品公害問題の長期化

なぜカネミ油症被害者は被害を訴え続けなければならないのか

宇田和子

106

被害者運動の継続 106

5 4

油症の被害 108

救済制度の形成と被害図式の反転加害企業の存続を前提とする救済 118

食品公害被害の軽減に向けて 121

第 5 章

#### 熱帯材と日本人 足下に熱帯雨林を踏み続けて

金沢謙太郎 126

アジア社会と環境問題 126

2

熱帯材と日本人

熱帯雨林コネクション 139

5 常に最初に聞かれなければならない声 144

第6章

# 重層化する核被害のなかで

マーシャル諸島発「核の正義」を求めて

竹峰誠一 郎

はじめに 147

1

- 「日本の核のゴミ、わが無人島へ」160
- 3 2
- 4 核実験と重なる太平洋戦争、ミサイル実験、気候危機 165
- まとめー ―重層化する核被害と日本社会とのつながり 7º

#### 第7章

### 環境正義運動は何を問いかけ、 何を変えてきたのか

原口弥生 176

- 1 はじめに 76
- 州間環境格差の犠牲 78
- 繰り返される環境正義運動 83

3 2

5 自然災害と環境正義 87 環境正義運動がもたらしたアメリカ社会の変化

190

環境正義は何を問題提起するのか

コラム B

新しい環境リスクー

- 環境過敏症という名の「公害」

堀田恭子 198

# 公害は終わっていない

新たな課題と経験の継承

#### 第8章

# NIMBYと「公共性」

産業廃棄物処理施設をめぐる公共関与と合意形成

土屋雄

郎

202

- NIMBYとは
- 2 ごみ処理施設の「公共性」をめぐって 204
- 3 NIMBYをめぐる先行研究と環境正義 209 207
- 廃棄物処理と公共性--歴史的経緯と現在

-長野県における事例から

211

「折り合い」とレジティマシー(正当性)18産業廃棄物処理・処分施設への公共関与

5

#### 第 9 章

# 水俣病にとっての六五歳問題

「先天性 (胎児性)という問い」から

2 先天性(胎児性)という問い 1 六五年目の水俣病 223

225

野澤淳史 223

3 胎児性患者たちの生活を支える仕組み

228

4 「胎児性」ではなくなるとき

5 水俣病を越えていく

#### 第 10 章

### 公害経験継承と歴史実践 「記憶」の時代における

清水万由子 238

公害は過去か? 現在か? 238

3 公害経験継承の方向性 246

公害経験の継承に向けた歴史実践

252

#### 第 11 章 環境リスク社会における 公正と連携への道

寺 田 良 259

はじめに-

- 「環境リスク」の新たな問題性

259

2 環境リスクの「問題構築」 262

コラム C

6

環境リスクの削減と公正性に向けた政策原理

270

5

4 環境リスク削域よ「my 5mg 264

環境リスク削減と「環境正義」 267

結語— -環境リスク政策後進国・日本 272

公害地域再生が目指すもの

林 美帆 274

章 不可視化に抗うために

公害を生み続ける社会をどう変えていくか

終

藤川 賢·友澤悠季 278

編者あとがき 290

\*ブックデザイン… --藤田美咲 友澤悠季

\*本扉写真………\*カバー表写真…… ·友澤悠季

\*二九三頁写真…………新泉社編集部\*カバー裏写真…………新泉社編集部\*カバー裏写真…………新泉社編集部・カバー裏写真……を深悠季・藤川賢・藤川賢・藤川賢・藤川賢・藤川賢・藤川賢・藤川賢・藤川賢・藤川賢

文献一覧

# 公害はなぜ続くの

不可視化される被害と加害

藤川 賢·友澤悠季

### 公害を問う意味

つけてきた現実を直視しようとするとき、 無自覚な環境破壊にもつながっている。日常の選択の積み重ねが膨大な数の人びとに困難を押し をひねる、 と深くかかわる。採算重視の価値観はグローバルに拡大し、 日本の環境社会学領域の成立から約三〇年が経つが、環境問題は地球上で増え続けている。 なぜ増えるのか。それは、近代産業社会が経済的な損得勘定を尺度として「発展」してきたこと 今日議論されているあらゆる環境問題は、 コンセントにプラグを指すといった日常動作は、便利で快適な生活の象徴であるが、 本書のテーマである「公害」は、 人間社会がつくり出してきたものである[飯島 2001]。 個人の内面にも浸透してきた。蛇口 ひとつの有効な切り口

である。

ないまま、経済効果を「公益」とみなすような考え方を、 らであろう。 びとであることを、 の「大衆」ではなく、 きた。私たちはそのことを知識としては知りつつも、公害で実際に害を受けるのがのっぺらぼう 人をはじめ、周囲に住む人、あるいは生産された製品やサービスを受け取る人の健康をも害して に産業活動は、大気、水、土を汚し、悪臭、振動や騒音、地盤沈下などを発生させ、そこで働く 公害は、 人間が経済主体として行う活動によって、他の人間に危害を加える行為である。とく 土地ごとに固有の生態系をもつ自然環境であり、 しばしば忘れてしまう。それは、個々人の生命、自由、 私たちが自覚のないまま摂取しているか 多様な生活形態で生きる人 幸福を万人に保障し

論理を批判し、変えようとしてきた。本書は、 かび上がらせようとしている。 な環境問題群とそれらに対峙する行動の意味を「公害」という切り口で読み解き、 かってきた人びとは、加害企業だけではなく、 る。そうした問題を生まないようにするには、どうしたらよいのだろうか。この問いに立ち向 だが、 公害は、一人ひとりの身の上に起き、 人生を一変させてしまうような性質の出来事であ 教科書的な公害の記述に縛られることなく、 その背後にある建前としての「公益」優先の思想や 共通の骨格を浮

### 公害の原型 足尾銅山鉱煙毒事件にみる

友澤悠季

## -近代史の中の鉱山

なかでも、栃木県にある足尾銅山が広範囲に引き起こした激しい環境汚染による社会的事件は、間にもたらした。近代国家の形成にかかわり、かつ公害で人びとを悩ませた鉱山の数は多いが、 時期、国は近代へと向かい、鉱山は、歴史上経験のない重大な問題、すなわち公害を、人と人の こうむるという三要素を備える点で、 しばしば「公害の原点」とされてきた。発生当時、まだ公害という語は一般的でなかったが、 人間集団による経済活動が、自然環境・生活環境をなんらかの形で破壊し、別の人間集団が害を 日本における公害の起源(origin)の一つは、幕末から明治期にかけての鉱山に見いだせる。この たしかにこの事件は私たちが今日「公害」と認識する社会問

題の特徴と合致する。

鉱山由来の公害(鉱害)の特徴をおさえたうえで、足尾銅山鉱煙毒事件の通史を概観し、 理と手法を繰り出し、被害を長期化させた経過である。その論理と手法が、他のあまたの公害で 代の衆目を集める一大社会問題となりながら、国や事業者が、根本的な解決を回避するための論 られる公害の原型としての要素を取り出してみたい。 も形を変えて繰り返されているとの意味で、足尾は公害の「原型(prototype)」でもある。 しかし、足尾が「原点」といわれるゆえんはそれだけではない。重要なのは、この事件が 本章では、 そこに見 同時

### 鉱害とは一 鉱山に起因する公害

#### 広 義の鉱害

代のグローバル経済システムの成立条件となっている。 の生活に著しい悪影響をもたらす。 銅などの金属、 鉱山とは鉱物資源を地中から採掘する場のことである。石炭、石油、石灰石から、鉄、アルミ そしてレアメタル、レアアースを求め、 鉱山開発は世界各地で行われており、現 だが同時に鉱山は、 周囲の環境と人びと

坑内からの湧出水は、強酸性であることが多く、有害な不純物を含んでおり、周囲の農業・漁業 を脅かす。 まず採掘は、地中に空洞をつくるため、 掘られたものの有用ではないと選別された捨石は、 地表の沈下・陥没、地盤沈下を引き起こす。 地上に堆積していく。 鉱廃水や

足尾銅山鉱煙毒事件にみる公害の原型

# 自然と生活を軽視する論理に抗う

新潟水俣病にみる公害被害の現在

関礼子

# - なぜ水俣病は終わらないのか

比においてである。公害の加害源は、はじめから明確であったわけではない。 問題など生活の場で引き起こされた生活環境問題、一九八○年代後半からの地球環境問題との対 うことも可能ではある[古川 1999: 62]。だが、それはあくまで一九七○年代のごみ問題や生活排水 一九六○年代から七○年代前半にかけて噴出した産業公害は、加害源が比較的明瞭であると言

社会的傷害である。 [宮本 2014: 57]として刊行された庄司光•宮本憲一著『恐るべき公害』は、「公害は社会的殺人であり、 まだ国語の辞書に「公害」がなかった一九六四年に[庄司・宮本1975: i]、 公害は個人的殺人・傷害のようには、犯人が、 あきらかでない場合がおおい」 「日本最初の学際的啓蒙書」

と記している [庄司·宮本 1964: vi-vii]。

あった。第二に、原因究明や被害拡大防止のためにすべきことをしない行政の不作為によって、 は人災とは認められず、 ものであった。そのため第三に、住民の反対運動が社会を揺るがすうねりにならない限り、 加害行為と被害の放置が黙認されるという「行政組織の無責任性のメカニズム」[舩橋 2000]による かしながら「公共的害悪」[小林 1992: 46]を産出する、企業の無責任体質や隠ぺい体質によるもので なぜ公害の「犯人」が明らかでなかったのか。それは第一に、汚染の実態を隠し、不都合をごま 天災のような扱いで処理されて終わってしまうのが常だった[飯島 1984

たのは、 今度は一九六五年に新潟県の阿賀野川流域で水俣病の発生が「公式発表」された。わずかばかりの見舞金でうやむやにされ、原因究明や被害の拡大・再発防止策がとられないまま、 「公害の原点」と呼ばれる水俣病も例外ではなかった。熊本で水俣病がようやく「公式発見」され 『経済白書』が「もはや戦後ではない」と宣言した一九五六年だった。だが、加害責任は

訟は、すべて原告側勝訴で終わった。 四日市公害訴訟、イタイイタイ病訴訟、 られ、初の本格的な公害裁判が提訴された。新潟水俣病訴訟である。これに刺激されるように、 なぜ第二の水俣病が発生してしまったのか。その加害責任を問うために、患者支援団体がつく 熊本水俣病訴訟が次々と提起された。これら四大公害訴

提起され、 だが、それにもかかわらず、「水俣病は終っていない」[原田 1985]。いくつもの訴訟が繰り返し 繰り返し「解決」が謳われてきたが、二〇二二年現在も係争中の裁判がある。 個別の被

2章 自然と生活を軽視する論理に抗力

第 3 章

人びとの生活文化を軽視する論理となって、今日に引き継がれているのである。 主張している。自然環境と生活を軽視する開発や産業公害の思想は、自然とともに暮らしてきた(⑤) の対象者が多数いることをもって、直ちに、曝露地域であることが推認されるものではない」と 冷たく、被害者の症状は「水俣病以外の原因でも生じる」のであって、「公健法以外の行政救済策 は、認定申請が棄却された場合、存在しないものとみなされてきた。第五次訴訟でも国の主張は

活者の視点は、 ない認定棄却者の〈加害―被害〉関係を考えるために有意味な疫学的事実を提供してくれる。 示しうる。そのことが、生活文化を歪めてまで被害を否定する力に抗い、 ての水俣病被害のみならず、新潟水俣病が問題になる以前のいきいきとした阿賀野川の生活を提 これに対して、新潟水俣病の被害をこうむった集落に着目した社会調査は、疫学的な事実とし 生活環境を侵された被害者の視点に通じるのである。 いまだ明確になってい

見舞金を支払うというもので、のちに公序良俗違反で無効とされた。 見舞金契約とは、将来チッソが原因とわかっても新たに補償を要求しないという条件のもと、低額の

- 2 た岡林辰雄(一九〇四―一九九〇)の言葉。以後の人権裁判に影響を与えてきた。2) 松川事件(一九四九年に福島県で発生した鉄道脱線・転覆事故をめぐる冤罪事件)の主任弁護人であっ
- (3) 日本精神神経学会ウェブサイト「水俣病関連の声明」。 (https://www.jspn.or.jp/modules/advocacy/index.php?content\_id=22) [最終アクセス日:二○二二年一月三○
- (4) 被告国第二四準備書面、二〇二一年三月八日による。 F」
- (5) 同

# 地域環境汚染公害対策の進展後における

日米の産業廃棄物問題と草の根環境運動

藤川賢

# - | 四大公害訴訟後の環境法整備と公害の「終わり」

境権など、 者救済を速やかに進められる仕組みづくりがその中心であった。だが、今日でも水俣病に関連す 呼ばれた。翌年に誕生した環境庁(現・環境省)を中心に、日本政府は公害大国から公害防止先進国 された問題も重要である。 る訴訟が続くように、 への脱皮をはかろうとする。 一九七〇年一二月の臨時国会では一四の環境関連法案が一度に成立・改正され、「公害国会」と よりよい環境・環境行政を求めての運動や訴訟も一因であるが、 公害に関する住民運動や環境訴訟は四大公害訴訟後、 本章では「公害は終わった」という声も高まった一九七〇年代後半以降 公害の発生防止と、訴訟などを起こさなくても問題への対処や被害 公害対策から取り残 むしろ増加した。環

に残された地域環境汚染の問題と、それに対する住民運動についてみていきたい。

たときに公害のよりよい、解決、には何が求められるのか、 公害被害者運動とはまた別の苦労を伴うことになったのである。第5節では、この経験を踏まえ として人知れず拡大したという一面もある。そのため有害廃棄物問題に関する被害住民の運 るが、同時に、公害問題が注目されることで有害物などが反対の声の小さい地域に移動した結果 を取り上げる。 に触れた後、第3節、第4節ではそれぞれ、 以下、第2節で四大公害訴訟の勝訴後に続いた住民運動としてイタイイタイ病(以下、 廃棄物問題は、 企業活動による有害物が健康被害をもたらした点では公害と重な 廃棄物問題における日本とアメリカ合衆国の代表例 今日への教訓を探ろう。 動は

# 勝訴後のイタイイタイ病住民運動はなぜ必要だったのか

患者が認定されない状況に直面した原告の被害者団体「イタイイタイ病対策協議会」(以下、 に原告と同様の賠償を行うことなどを誓約した。だが、それにもかかわらず、認定されるはずの の三井金属は上告せず、原告団との直接交渉でも全面的に責任を認めて、 裁金沢支部は、賠償金額などをすべて請求どおりに認めるイ病原告全面勝訴を言い渡した。 公害裁判として初めて被害住民が勝訴した一九七一年の富山地裁判決に続き、翌年に名古屋高 その後も長く運動を続けなければならなかった。なぜ認定されるはずの患者が認定されなく それは他地域のカドミウム公害問題と深くかかわる。 今後すべての認定患者

再び持ち出したのである。 かった。そこで、イ病問題が全国的な公害になることを恐れた鉱業界や一部の政治家が、 が加わってきた。 ドミウム汚染地域が全国各地に見つかり、 その反論は前記判決では否定されたが、イ病の公害病認定を受けて行われた全国調査によってカ の遅れにも影響したし、訴訟では被告企業がイ病とカドミウムとの因果関係を否定しようとした。 どが生じたものがイ病である。この進行過程は三○年ほどの長期にわたるため、イ病の原因究明 病と全国のカドミウム汚染とを分けることなどを求め、 れる腎障害が生じる。 (食物中のカドミウムが臓器に長期蓄積されると、近位 尿 細管異常(別称、 カドミウム汚染地域は広いが、富山ほど激甚なイ病患者は他地域では出ていな それによって減少する血液中のカルシウムなどを補うために骨軟化症な 一部では健康への影響も見られたことで、新たな意味 関連してイ病カドミウム説への疑い カドミウム腎症)と呼 富山の

観察」とされていたが、この経緯を受ける形で、 分けて行われるようにした。一九七二年六月二○日付の環境庁通知では、 再びイ病の原因究明を加え、 |びイ病の原因究明を加え、健康調査も、富山の神通川流域と他地域の慢性カドミウム中毒とは当時「まきかえし」と呼ばれた政財界からの強い主張を受けて、環境庁(現・環境省)は委託研究に 化症の症状がなければ「要観察」と判定しなくなった。 富山県の公害認定審査や住民健康調査でも、 カドミウム腎症は「要

うがない 査項目がある、 さらに同じ時期、イ病の「認定」もほとんど出なくなる。 症例以外は認定しなくなったのである。こうした審査会の方針転換は公にされず、ある、病理検査の方法が信頼性に欠けるなどの理由をつけて、審査会がまったく疑い。 治療の効果で典型的異常から外れた検 審査会がまったく疑いよ

#### 食品 公害問 題の長期化

被害を訴え続けなければならないのかなぜカネミ油症被害者は

宇田 .和子

### 被害者運動の継続

害と呼ぶ。食品公害とは、有害化した飲食物の摂取によって多数の消費者に治癒困難な健康被害 治療の展望もない。しかも同じ食品によって被害に遭った者が多数いる。こうした事件を食品公 化し、医者にかかってもよくわからないといわれる。今後自分の身体がどうなるのかわからず、 が生じることである。 商店で購入した食品に有害物質が混入していた。なにも気づかずにその食品を食べ、体調が悪

製造した粉ミルクにヒ素が混入し、約一万三五○○人の乳幼児らがヒ素中毒になった。 その典型例の一つは森永ヒ素ミルク中毒である。 一九五五年に森永乳業株式会社の徳島工場が 翌年、 旧



撮影:筆者

(以下、油症)である。 福岡県北九州市のカネミ倉庫

会談確認書」を結び、

の会編 1988 (1969)]。被害児の親たちは裁判や森永製品の不売買運動を展開し、一九七三年に「三者

一四年にわたり被害は放置された「森永ミルク中毒事後調査

一九六九年に保健師らの追跡調査によって脳性

森永乳業が被害救済のために努力することを約束させた。

もう一つは一九六八年に発覚したカネミ油症

まひなどの後遺症が明らかになるまで、

厚生省は後遺症の心配はほとんどないと判断し、

れを食べた者に吹き出物や肝機能障害などの症状 株式会社が製造した食用の米ぬか油にポリ塩化ビ フェニル(PCB)とダイオキシン類が混入し、そ

け出た。 の色が沈着した「黒い赤ちゃん」が各地で生まれた。 が現れた。約一万四○○○人が被害を保健所に届 汚染物質は親から子に引き継がれ、皮膚

者が加害企業や国に損害賠償を求めて計九件の民 肌の色に対し差別意識のある社会で子が差別され 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に ることを恐れた親は、被害を隠した。各地の被害 事訴訟を提起してもなお解決に至らなかったこと 国による救済が求められ、二〇一二年に

> 第4章 食品公害問題の長期化 II

## 熱帯材と日本人

126

足下に熱帯雨林を踏み続けて

金沢謙太郎

## - アジア社会と環境問題

国としての日本の責任」と「生活や被害の現場からの問題把握」という二つの点にあった「堀川 2002 いる実態について論議が交わされた。シンポジウムを主催した飯島伸子のねらいは、「公害輸出 「公害輸出」と呼ばれる事象のほか、日本人の過剰な消費がアジアの農林水産資源の乱用を招いて 一九九三年七月、環境社会学会は、初の国際シンポジウム「アジア社会と環境問題」を開催し 中国、韓国、フィリピン、タイ、インドネシアの各国から環境問題の研究者や運動家を招き

### 東南アジアへの公害輸出

ていく。 害物を含む汚染物質を移転させる事態またはその行為を指す。そこには、有害物質や危険物質の ける史上最悪の惨事は公害輸出の典型例であった。 カーバイド社がインドのボパールに建設した農薬工場から有毒ガスが漏れ出した。化学工場にお の中間処理施設など)の対外移転なども含まれる[寺西 2018: 128]。一九八四年、 対外輸出だけではなく、 などの先進諸国から、それらの規制が比較的ルーズな発展途上国への企業進出や直接投資が増え 年代になると、安全基準や衛生基準などを含む環境規制が相対的に厳しくなってきた欧米や日本 いわゆる貿易自由化の流れは一九六○年代後半から一九七○年代にかけて加速した。一九七○ 公害輸出とは、環境に関わる規制基準が実質的に緩やかな国や地域に危険物質ないし有 それらを取り扱う工程や施設(例えば、有害廃棄物の処理・処分場やその途中段階 北米資本のユニオン・

けて、 害を引き起こした。スズ鉱山から出るモナザイト鉱石にはレアアース(希土類金属)が含まれている 年にフィリピンのミンダナオ島に移転させた。また、三菱化成(現・三菱ケミカル)が出資してマレー が強化され、 が、その精製過程で放射性物質のトリウムが発生する。日本国内では一九六○年代後半に法規制 シアに設立したエイシアン・レアアース社(ARE)は、放射性物質の不適切な管理によって汚染被 日系企業が引き起こした事例もある。 [小島 1997: 171]。 硫黄酸化物(sOx)や窒素酸化物(NOx)を大量に発生させる鉄鉱石の焼結工程を一九七七 一九七一年を最後に、モナザイト鉱石からレアアースを取り出す工程は行われてい 現地のブキメラ村の人びとは、 川崎製鉄の千葉工場は、日本国内の公害紛争の激化を受 「なぜ私たちがこんな目にあわなければなら

п

第5章 熱帯材と日本人

II

協議が始まり、二〇二〇年一二月には国際熱帯木材機関(ITTO)も支援を表明している。 共同管理していきたいと提案している。この提案に関して、二〇一六年からサラワク州政府との 利はいまだに認められていない。こうしたなかで、二〇一一年にプナン人自ら、「平和の森 ストラリアでは、違法に伐採された木材の流通を禁止する法律が施行された。日本ではクリーン プナン人からの意見と行動計画、すべての人びとの利益のために」という構想を発表した[Penan に取り上げられなければならない。とりわけ狩猟採集を生業としてきたプナン人たちの土地の権 違法伐採問題に関しては、生産国と消費国の双方で対策をとる必要がある。 バラム河上流域の一八のプナン人集落は、これまで守ってきた原生的な森林を関係者で EU、米国、

2011]°

注目すべき動きである。

務づけて、違法木材の取引には罰則を科すなどの措置が求められよう。また、ある国が違法伐採 ウッド法が制定されたが、その有効性には疑問符が残る。より効果的なリスク管理プロセスを義 法伐採木材がどこから来てどこへ行くのか、 に厳しく対応しても、別の国が甘ければ、違法性が疑われる木材は甘い国へと流れてしまう。 問い続ける必要がある。

(1) 二〇二二年一二月、農林水産省など所管官庁はクリーンウッド法の見直しを表明した。二〇二三年の 通常国会において改正案が審議される。

註

第 6 章

# 重層化する核被害のなかで

マーシャル諸島発「核の正義」を求めて

竹峰 誠 郎

#### はじめに

米本土から集められた。米国の北西部ワシントン州のコロンビア川上流にあたるハンフォード た原爆の原料となったウランは、アフリカのベルギー領コンゴ(現在のコンゴ民主共和国)とカナダや 原爆投下に連なるマンハッタン計画で引き裂かれたのである[鎌田 2018]。広島、長崎に投下され 備された。 在の「ロスアラモス国立研究所」の前身にあたる研究所が、原爆の設計と製造を目的に秘密裏に整 一九四三年、米国南西部ニューメキシコ州の標高約二〇〇〇メートルの段丘(メサ)の上に、現 プルトニウム製造施設を集積した場として切り拓かれ、 土地と先住民族との間に育まれてきた精神的かつ身体的なつながりが、広島、長崎の 長崎原爆のプルトニウムが製造され

Peña and Coghlan 2020] ~) '

ニューメキシコ州で環境正義運動に取り組む先住民族のベアタ・ツォ

2021]。「ヒロシマ・ナガサキは原爆の最

II

は今も米政府に補償要求を続ける[TBDC

初の犠牲者だというのは誤りだ][Tsosie-

シィ・ペニャは語る(写真6-1)。

写真6-1 先住民族の土地を奪って建てられた ロスアラモス国立研究所を見据えて語る, ベアタ・ツォーシィ・ペニャ(2019年11月)

撮影:筆者

実験(以下、核実験)が実施され、

周辺住民

先立ち一九四五年七月一六日に核爆発

る[石山2020]。 ニューメキシコ州のトリ

ニティサイトでは、広島への原爆投下に

国の核兵器開発を支え、製造停止後の今

ハンフォードはその後も冷戦期の米

終わりなき除染作業が続けられてい

島、長崎への原爆投下後も核兵器開発そのものは本格化し、さらに「平和利用」という名で核発

広島、長崎への原爆投下以後も「核兵器は使われた」と、長崎の原爆

核兵器開発のもとで犠牲になった人びとの声を展示の最後に伝える。

被爆地広島に

らの土地を離れることを強いられた(写真6-2)。そして、建設されたのは核実験場であった。広 ビキニ環礁の人びとは、「人類の幸福と世界の戦争の終結のため」と米軍政長官から説明され、

広島、長崎に原爆が投下されてわずか半年後の一九四六年三月、中部太平洋のマ

シャル諸島

自

電(原子力発電)が促進された。

広島・長崎への原爆投下のわずか半年後、 核実験場建設のために移住を強いられるビキニ環礁の人びと(1946年3月) 写真所蔵:米国立公文書館

1108

﨑博光は指摘する。 害者の調査取材に先駆的に取り組んだ豊 じめ原発事故によって生じた核分裂生成 連のチェルノブイリ(チョルノービリ)をは している][豊﨑 2022: 244]と、世界の核被 の痕跡が遺されている。「地球は被ばく びとの上に降り注ぎ、北極の氷塊にもそ のベ二〇〇〇回を超える核実験や旧ソ 地球上の大地や動植物、そして人

1991: 1]現実を、

被爆地広島から鋭く問いかけた。

子力発電所事故などによる被害が続発し、『ヒバクシャ』は増え続けた」[中国新聞「ヒバクシャ」取材班

「際限のない核実験、

核兵器製造、

ウラン採掘、

本社を置く中国新聞は特別取材班を編成し、

集出版委員会編 1978: 29] ともいわれる。だ ではない。 ズム」[豊﨑 2022: 8]と称される、 ム] [Endres 2009] や「ニュークリア・レイシ 「われらみなヒバクシャ」[ISDA JNPC 編 核被害は世界に等しく広がったわけ 「ニュークリア・コロニアリズ 核被害を

第6章 重層化する核被害のなかで

## 環境正義運動は何を問いかけ、 何を変えてきたのか

原口 弥生

題提起の基盤となっている。 する「食の正義」運動、エネルギー正義など、 リカ国内のみの議論ではなく、気候変動政策における気候正義、あるいは食糧へのアクセスに関 的にも社会的にも運動論や環境政策、環境倫理に影響を及ぼし続けている。環境正義は今やアメ 衆国南部での有色人種による有害廃棄物処分への反対運動に端を発するが、 広く知られているように、環境正義(environmental justice)の主張は、一九八○年代のアメリカ合 世界規模で多様な環境問題における社会的公正 現在に至るまで学問 の問

一九八〇年代初頭の運動の誕生から四〇年が経過する現時点で、 環境正義運動はアメリカ社会

てきたのだろうか。 に何を問いかけ、 アメリカ国内外の政治・経済・社会においてどのような影響を及ぼし、何を変え

になった。 入されたこの出来事は、 は、搬入路に横たわってトラックを止めようとする数百名の人びとを逮捕して汚染土壌が強行搬 割合が高く、 の適用により、 までの間、基金を通して浄化費用を潜在的当事者に負わせる「スーパーファンド法」(第2節で後述) フリカ系住民や公民権活動家たちが大規模な抗議運動を展開した。土壌汚染の責任者を特定する 一九八二年九月、ノースカロライナ州ウォレン郡でのPCB汚染土壌の搬入阻止のために、ア 多くの家庭が井戸水を使い、 州政府が撤去した有害廃棄物の搬入先として選ばれたのは、 人種差別と環境リスクの意図的な結びつきを多くの人に印象づけること 地下水汚染が懸念される地域であったのである。最後 州内で最も黒人人口

荷が集中する構造が、経済社会システムの中に組み込まれている。 点となっている。ルイジアナ州でも、経済力の弱いアフリカ系や先住民族コミュニティに環境負 れる工業地帯を形成したアメリカ南部が中心で、本章で紹介するルイジアナ州も、その重要な拠 題が提起された。低賃金労働や大規模な企業優遇措置などを背景に「サンベルト(Sunbelt)」と呼ば 負担を不平等に強いられていることが明らかとなり、 その後の一連の調査により、 人種的・民族的マイノリティ地域は環境リスクや環境負荷という 環境人種差別(environmental racism)という問

的な分配が解決されないのかを事例をもとにみていく。 本章では、 一九九四年の「環境正義に関する大統領令」などの成果にもかかわらず、 また、 この四○年間で環境正義の問い なぜ環境差

環境正義運動は何を問いかけ、何を変えてきたのか

# 「IMBYと「公共性」

公共関与と合意形成産業廃棄物処理施設をめぐる

土屋雄一郎

### NIMBYとは

原子力発電の恩恵を享受しつつ原子力発電の立地には反対する人びとに対して、一九八〇年に Yardの略)と呼ぶ。NIMBYの語源をたどることは難しいが、現在のところ、信頼できる初出は は必要であるが自分の家の裏には忌避する考え方や行為」を指して、NIMBY(Not In My Back軍事基地、原子力発電所、そして産業廃棄物処分場のような施設の立地に対し、「社会的に [Burningham et al. 2006]。NIMBYの考え方は、アメリカにおけるノーマライゼーションとエコロ 行われたアメリカ原子力学会においてウォルター・ロジャースが放った言葉であるとされている をルーツにもつとされる。日本語では「地域エゴ」や「住民エゴ」などとも言い換えられるため

この言葉にエゴイスティックな印象をもっている人も少なくない。

ることにしたい。 Yは「正義」の条件を満たさない主張であるといえそうだが、果たしてそういえるのかを考えてみ を肯定したうえで取引をしているだけだという指摘もある。どうやら、いずれにしてもNIMB れに対して、 法との関連でもNIMBYが用いられることがある。「迷惑施設」が計画される候補地で、地域の 人びとに補助金や交付金を与えることで不満を除去する「NIMBY対策」という方法である。そ 日本では、 本当にはNIMBYを克服してはいない、NIMBYがあることを前提にし、それ いわゆる「迷惑施設」の建設にあたって、その計画に反対する側に対して使われる手

学の立場からの議論も見られる。 る情動反応」[野波ほか 2016]をめぐる研究において、リスクコミュニケーション論や社会心理学と な立場からの研究が多い。 は、どちらかというと政治学の視点からの政治過程分析と、 施設の立地をめぐる問題を対象にした議論が、『廃棄物学会誌』などで多く発表されている。当時 住民の意思決定に関わる問題や廃棄物の処理・処分に関する問題に代表されるような忌避される [NIMBY syndrome に関する一考察][末石 1987]が挙げられる。その後は、都市計画の分野において. った認知科学的な知見に基づくシナリオ分析などの研究が進んでいる。 日本でのNIMBYに関する初期の文献としては、環境工学の立場から末石富太郎が著した 近年では、 野波寛らによる「NIMBY問題における公平と共感によ システム工学的な関心や計画論的 また、 法社会学や倫理

MBYの研究をめぐる議論の全体を概括するには、 迷惑施設を政治と経済の視点から論じ

III

222

- (https://esdiscovery.jp/vision/word001/psycho\_word27001.html) [最終アクセス日:二〇二二年三月一五日] Es Discovery Logs ウェブサイト「J・S・アダムスの公平原理(衡平原理)と不公平感の解消」参照。
- (5) 大都市で排出された大量の廃棄物を都市部から農村部に送り、かつ処理の仕方が不適切な場合が多く、 施設周辺の自然環境や周辺地域の水環境の悪化などが発生する状況に関しては、河北新報報道部 [1990]、 関口[1996]が詳しい。
- 6 7 クル法、自動車リサイクル法、 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイ パソコンリサイクル法の七つの法律を指す。
- 全国の公共関与の産業廃棄物最終処分場の設置状況は、二〇一九年現在、二八か所である。
- 8 町長が町議会で計画の受け入れ方針を表明する。 九七年には反対する会が一一〇〇人あまりの計画反対署名を県事業団に提出する。そして、二〇〇〇年に よび県事業団が計画予定地周辺を視察に訪れ、「反対する町民の会」が一五名の有志で結成された。一九 一九九六年に県事業団が環境アセスメントの手続きについての説明を始める。 一九九六年二月に県お
- 9 一三五票で、反対票が過半数を占めた。投票率は九五•八%に達した。 自主的な住民投票の結果(二〇〇〇年一二月に実施)は、「賛成」一四、「反対」一六四、「条件付き」
- 10 学識者七名、 公募委員は三六名の応募者から地域のバランスに配慮して一二名を選出した。
- 11 後述する二〇〇一年に設立された県民委員会の前身となった組織である。
- 12 体の検討委員会」を構成している。これらは県議会などにおける委員会の党派性とはイメージが異なる。 ることが多く、住民運動の考え方に近いグループが「県民委員会」となる。この両者が一九名からなる「全 のグループの主張があり、 ここでの「検討委員会」は、 単に「検討委員会」というときには、その中で座長の考え方に近い立場を表現す 後述の「全体の検討委員会」に近い。検討委員会の中には立場の異なる二つ
- すなわち、 であり、 戦略的環境アセスメント(SEA)とは、個別の事業実施に先立つ戦略的(Strategic)な意思決定段階、 早い段階からより広範な環境配慮を行うことができる仕組みとして、 政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)の三つのPを対象とする環境アセスメント その導入が検討されている。

# 水俣病にとっての六五歳問題

「先天性 (胎児性) という問い」から

野澤淳史

### 六五年目の水俣病

過した。このことは、原因物質であるメチル水銀の影響を母胎内で受け、重度の障害を持ち生ま と大きく様変わりする。 みた場合、六五歳を過ぎた患者の生活を支える仕組みとその存在の位置づけは、 いくつ重ねようともその人が水俣病の被害者であり続けることに変わりはない。 している。被害者の中では最も若いとされる胎児性の人びともまた高齢化の時代を迎えた。歳を れた胎児性や小児性の水俣病患者(以下、 一九五六年に熊本県水俣市で水俣病の発生が公式に確認されてから、二〇二一年で六五年が経 胎児性患者たちと表記)が六五歳を過ぎつつあることを意味 だが、 「高齢者」の方へ 制度的に

福祉制度が「措置から契約へ」と転換されて以降、介護保険への統合は常に懸念、そして警戒さ 齢者として位置づけられる。 の時間が決められていく。「歳はとっても障害者」[花田 2004: 49]のはずだが、制度としてはまず高 六五歳を境に「障害者」は「高齢者」になり、 は知らないから一応そうしておく)、 れてきた [花田編 2004]。 障害者は、先んじてこうした事態に直面してきた。二〇〇三年に支援費制度が始まり、 脳性マヒの障害をもつ作家で俳人の花田春兆は「死なない限り(死後の世界 障害とは縁が切れないと信じていた」[花田 2004: 49]と述べる。だが 介護保険制度上の区分に基づいて必要なサービスとそ

者に対する補償協定(一九七三年)の中に、介護を補償する項目はない。医療(治療費)補償という項 が意味することがらは時代により異なる。 るのは一九八○年代中頃以降、介護保険制度の開始は二○○二年であり、 ワーカーであった。もとより、 え続けてきたのは家族や支援者、そして障害福祉サービスの枠組みで介護・介助に従事するケア 目に相当するような、いわば福祉補償といったものは存在してこなかった。 会保障の仕組みではない。 (Polluter Pays Principle)](以下、PPPの原則)に基づけば、その生活を支えるのは被害補償であって、社 汚染された環境を回復するための費用は、その原因企業が負担すべきという「汚染者負担の原則 しかし、胎児性患者たちは水俣病という公害の被害者である。公害防止のための必要な対策や とはいえ、患者各派と原因企業であるチッソの間に締結された認定患 介助を受けながら地域で自立生活を営む仕組みが日本で整備され 介護・介助という言葉 患者の日常生活を支

補償協定の時代には現在的な意味での介護・介助という行為はそもそも存在していなかったと

補償協定の前文七は次のように書かれてある。 言うこともできるが、 その締結年は、 福祉補償が存在しないことを是認する理由にはならない

家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意を持って早急に講ずる。 ッソ株式会社は、 水俣病患者の治療及び訓練、 社会復帰、 職業あっせんその他 の患者、

サービスや介護保険を用いて、言い換えれば税や社会保険を財源として行われることは問題であ 上、患者に対する介護・介助が、 時代ごとの福祉観や社会保障制度の体系がいかなるものであれ、 PPPの原則に則り、 実情に即した福祉補償を行うことが求められる。 家族そして支援者による無償の行為として、 補償協定にこの前文がある以 さらには障害福祉

# | 先天性 (胎児性) という問い

水俣病責任が確定した頃、胎児性患者の江郷下美一らが結成した「若い患者の集まり」が撒いた るものでもない。一九七三年三月、水俣病第一次訴訟において患者側が勝利したことでチッソの いだけを主張してきたわけではない。そもそも水俣病問題は、被害補償という考え方だけで解け 「万歳いうな!」というビラは、 それでは、 胎児性患者たちの補償として何が必要なのだろうか。彼ら・彼女らは賠償金の支払 次のように書かれている。

III

#### 「記憶」 公害経験継承と歴史実践 の時代における

清水万由子

#### 公害は過去か? 現在か?

突から白く立ちのぼる煙(水蒸気)を車の窓から眺めてもいた。いずれにしても、公害に出会い直 盆や彼岸に父方の墓所がある三重県四日市市へ行く道すがら、 す前の筆者にとって、それはどこか遠くの方にあるものだった。 モノクロ写真に写る薄暗い雲や黒く光る海、あるいは苦痛に顔を歪める人びとの姿。一方で、 コンビナートにそびえる紅白の煙

を克服した日本] [Schreurs 2002=2007]。「公害」 はそんな過去の物語に追いやられ、 公害対策は資金、人材、 日本の公害被害者は訴訟や世論への訴えかけにより補償と公害対策を勝ち取った。その結果、 組織などの面で制度化・標準化されている。「公害との闘いの結果、 公害は局所的で

解決済みの問題であるとして、公害対策の緩和を迫る産業界の「まきかえし」にも遭った。

より長期的には、 公害はまだ終わっていないと訴え続けなければ忘却されかねないと考えるからである。(ユ) 油症問題や水俣病問題のように、いまだ十分な被害の解明や補償がなされていないものがあり、 公害被害者らが、多様な公害・環境問題の被害者が連帯する運動を今も続けているのは、 域開発のあり方と深く関わっていたいわゆる。古い、公害とは異なる性質も持っている。 起きている公害は、私たちの日常と深く結びついている。これらは食品公害や薬害と同様に、地 よる〝新しい〟公害ともいえる環境リスクはますます広範に行き渡っており、 しかし、本書各章でも論じられるように、次々と環境中に放たれる化学物質やテクノロジーに 公害を生んだ構造がこの社会に根深く残っているということである。 新興国や途上国で そして、 カネミ しかし

過去(歴史)」をいかによりよい未来へつないでいくかという幅広い視点に立ち、 新を続けていく必要がある。 物語に押し込めてはならない。過去・現在・未来の連続性を見いだし、また公害に限らず「困難な 偏在する新しい公害が続発する社会を、 過去となってしまえば、 惧される過去でもある。 いる。また、歴史研究の対象とするには近すぎる過去であるのに、現在の社会の中では風化が危 このように、公害は人びとが経験した過去でありながら、現在なおその経験は更新され続けて 私たちが生きる現在に食い込んでくることはない。グローバルに潜在・ 筆者らはこれを「生乾き」の過去と表現した。しかし、 これが本章の問題提起である。 公害を生まない社会にするためには、古い公害を過去の 公害が乾ききった 私たちの実践も更

「記憶」の時代における公害経験継承と歴史実践

258

- (4) 原子力災害考証館 furusato の関係者は資料館をつくるにあたり、公害資料館の視察を行っており、水 喜生氏、鈴木亮氏、西島香織氏へのヒアリング)[除本 2021]。 俣病センター相思社の水俣病歴史考証館から「考証館」の名称をとっている(二○二一年五月二五日、里見
- (5) 二〇二一年八月一一日、 傘木宏夫氏へのヒアリングより。
- (6) こうした変化の背景には、 の詳細な検討は別稿を期すことにしたい。 治組織改革など、さまざまな状況の変化が影響していると思われるが、 西淀川区における新住民=公害を知らない住民の増加や、 あおぞら財団の活動展開について 大阪市の地域自
- 7 橋下徹元大阪市長によって導入された。 女性会などの地域組織と企業、 区内の地域活動協議会の活動支援を行う中間支援組織。地域活動協議会は、連合振興町会や子ども会 NPO、学校、医療・福祉団体などが連携して地域課題に取り組む協議体。
- 8 害患者のことを親しみを込めて「患者さん」と呼ぶ。 を自問し議論しながら活動しているのである。あおぞら財団の職員は、「西淀川公害患者と家族の会」の公 もちろん、実際に公害患者に許可を取るのではなく、自分たちに託された願いをいかに具体化するか

究「公害経験継承としての地域再生運動―個人史アプローチによる分析―」の成果の一部である。記して深 本稿は、科学研究費補助金(26870718, 19K12464)および龍谷大学社会科学研究所二〇二一年度個人研

謝辞

### 環境リスク社会における 公正と連携への道

第

章

寺 田良一

### はじめに 「環境リスク」の新たな問題性

況の分析に努めた「被害構造論」[飯島 1984, 1985, 2000]などの分析枠組みが提起された。 裁判の勝訴を導いた。日本の環境社会学の創設期には、被害者に寄り添いながらそうした社会状 は、多くの環境保全的な「革新自治体」を誕生させ、一九七○年の「公害国会」やその後の四大公害 足尾銅山鉱煙毒事件に始まり原発事故の放射能汚染まで、環境破壊やそれがもたらす健康被害 日本の環境問題や環境社会学の原点であった。 公害患者の救済を求める運動や世論の高まり

から発展してきた欧米の環境運動と、 筆者は、欧米やアジアの環境運動の聞き取り調査を行ってきたが、その過程で、自然保護運動 公害被害者運動を出発点とした日本の環境運動との差異を

259

III

見える大気汚染や水質汚濁は大きく改善したが、そうした環境対策の「成果」は私たちが問題の本 社会の構造的な課題こそ環境問題の根本だという指摘である。だが、現実的な対策として先に 質から目を逸らすことにもつながり、根本からの環境への配慮を忘れさせる意味ももった。 立ったのは、 れる人たちに汚染などの被害を押しつけることと不可避的につながっており、拡大を求め続ける や利便性を追い求める社会への見直しが含まれていた。大量生産・大量消費は、弱い立場に置か ことがない。 で、資源消費の増大と汚染の蓄積は続いており、形を変えながらも似たような環境被害は絶える 公害などに関する環境運動や社会運動が掲げた主張の中には、科学技術の「進歩」による豊かさ 全国的な公害対策が始まって半世紀を超えた今日、環境負荷を軽減する技術や対策が進む一方 排煙・排水からの汚染物質の除去などの技術的な対策であった。それによって目に その理由を探る中で見えてきたことの一つは環境対策のあり方に関する課題である。

たちでグロー その後も日本が「公害大国」から「環境先進国」への脱皮をはかる裏で、被害はより見えにくいか バルに拡散・潜在化してきた。 「持続可能な社会」「循環型社会」などのように社会の

を指摘されていたはずのリサイクル輸出が海洋プラスチック汚染を深刻化させる一因になってい サイクル処理の拡大による廃棄物最終処分量の減少といった「達成」が続き、その背後では、 根本的な改革の必要性がアピールされても、 現実には、多量の化石燃料を用いた廃棄物処理やリ 問題

なれば消えてしまう。現代では情報技術が発達したと言っても、情報発信力をめぐる格差の拡大 と、各種の分断のなかでは、それを克服する仕組みづくりが必要である。 る。被害を訴える人がいたとしても、小さな声に耳を傾ける人が多くなれば聞こえるし、少なく これに関して公害の歴史が教えるのは、見えていたはずのものが不可視化されていく過程であ

いことを示している。 か。「環境正義」などの主張も、 クを広げていくための視点と方法こそ、不可視化に立ち向かう手段になりうるのではないだろう わりを持っている。それらを編み合わせていくとともに、 動きを追ってきた。 本書の各章では、 不可視化をもたらす要因が複雑化、巧妙化している現実と、それに対抗する 一つの問題や一人への被害は歴史とともにあるし、他の事例や事象とのかか 公正が一人の倫理観ではなく社会全体で達成されなくてはならな 人びとの協力や相互理解のネットワー

書でとりあげたいと思いつつ断念したテーマもあり、 多いことも感じている。 はないことを確認しておきたい。それに関連しては、 そのためにも、公害が数多い環境問題の一部ではないし、 軍事、 それ以上に編者らが見落としている課題が ジェンダー、 環境問題が数多い社会問題の一部で エスニシティなど、本

編者あとがき